

うきは市農業委員会第10回総会議事録

〔開催日時〕 令和3年12月10日（金）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 301会議室

〔議事日程〕

- 議案第1号 農地法第4条の規定による事業計画変更許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について
議案第5号 非農地判断（非農地証明願い）について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について
報告第3号 土地改良届について

（出席委員）

会 長	16番	佐々木 芳幸		
職務代理者	15番	中村 稔		
委 員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子
	3番	後藤 一善	10番	家永 学
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美
	5番	森 和正	12番	堀江 清成
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光

（農業委員会事務局職員）

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第10回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は5番委員と6番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第4条の規定による事業計画変更許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

(議案第1号上程)

事務局 (議案第1号説明・朗読)

議長 それでは3分科会長の8番委員の意見を求めます。

分科会長 もともと農業用の倉庫建設のため転用許可を得ていたところ、土木工事業のほうの事業拡大に伴ってまず従業員駐車場確保の必要ができたため変更の申請をするとのこと。実際現地確認の歳にも車が停まっておりました。現地の状況から見てもしょうがないかと思われ。問題ないかと思いますが皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 担当委員は私ですので意見を述べさせていただきます。

16番 先程の説明の通りです。農業用倉庫として転用許可を受けた後に造成を行い、駐車場として活用されている状態です。特に問題ないと思いますが、申請人は農業・土木工事業両方営んでおります。駐車場の目的が農場従事者用なのか土木工事業従事者用なのか、区分が難しいところも正直ありますがやむなしかと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 それでは議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-1上程)

事務局 (議案第2号-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 現況はほとんど雑種地のようになっていて、耕作はされていません。周囲は宅地であり周辺の営農に影響ないと思われ。問題ないかと思いますが皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 先程の説明の通りです。この土地は管理だけがされていた土地ですので特に

活用もされていませんでした。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-2上程)

事務局 (議案第2号-2説明・朗読)

議長 本来であれば分科会長の意見を求めるところですが、今回は時間の都合上分科会を二手に分けて現地確認を実施しています。議案第2号-2の現地確認を行なった副分科会長の5番委員より意見を求めます。

副分科会長 事務局からの説明の通りです。現況は畑です。親子間の使用貸借権設定を行なって父の土地に息子が住宅建設するものです。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

10番 先程の説明の通りです。申請人は現在市外に居住していますが自分の家を建て、地元に戻ってくるとの事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 この土地は農地区分が1種ですが、その根拠は何ですか？

事務局 この農地ですが、耳納山麓土地改良区の受益地です。また10ha以上の一団の農地のつながりがありますので1種農地と判断しています。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-3上程)

事務局 (議案第2号-3説明・朗読)

議長 この案件についても副分科会長より意見を求めます。

副分科会長 事務局からの説明の通りです。申請人は長野橋の掛け替えで自宅が収用にかかるとのことで、代替地としての申請です。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

4番 先程の説明の通りです。この土地は実際は畑として使われています。ただ面

積が大きいですので管理するのも大変なようでした。そういう事情もありますので悪い話ではないと思います。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-4上程)

事務局 (議案第2号-4説明・朗読)

議長 この案件についても副分科会長より意見を求めます。

副分科会長 事務局からの説明の通りです。現地は一部が家庭菜園として使われています。周囲は貸家なども多く市街地にも近いですので宅地として開発されるのもやむなしかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

7番 事務局の説明の通りです。周囲の地権者や水利等の同意はなされておりますし、周囲の状況から見てもやむなしかと考えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-5上程)

事務局 (議案第2号-5説明・朗読)

議長 この案件については分科会長より意見を求めます。

分科会長 事務局からの説明の通りです。場所は住宅地の中にあるような農地です。隣は実家です。始末書付きの案件ではありますがやむなしと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員として意見を述べさせていただきます。

16番 事務局の説明の通りではありますが、現在市外に住んでいる息子が帰って来るという事で聞いています。申請自体に問題はないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 事務局 ここも農地区分が1種ですが、根拠は何ですか？
議案第2号-2の案件と同じく、耳納山麓土地改良区の受益地と農地のつながりによって判断しています。

13番 事務局 確認なのですが、1種農地は原則転用は不可となっているはずですよね。
そのとおりです。ただ例外として認められる場合があります。ただ2種・3種農地よりかは転用のハードルは高いです。

議長 農業委員会の立場としまして、農地は守ると。そういう方向で転用の場合でもやむなしということで必要な分だけの転用を認めるという方針で行なっていきたいと思っております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号-6を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局 (議案第2号-6上程)
事務局 (議案第2号-6説明・朗読)

議長 この案件については分科会長より意見を求めます。
分科会長 事務局からの説明の通りです。譲渡人と譲受人の関係ですが兄と妹とのことです。現地はあまり管理もされていない状態です。やむなしかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。
7番 事務局の説明の通りです。周囲の状況や土地の状態から見てもやむなしかと考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局 (議案第3号-1上程)
事務局 (議案第3号-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員として意見を述べさせていただきます。
16番 譲渡人は相続でこの土地を取得されたのですが活用してませんでしたので隣の耕作者である譲受人に私から話をしておりました。特に問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-2上程)

事務局 (議案第3号-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

8番 譲渡人は白土に以前住んでおりましたが既に転居して今は東隈上に住んでいます。高齢でもありますので今回こういう話になったようです。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-3上程)

事務局 (議案第3号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 譲受人は観光いちご農園の経営者です。自分の農園への入り口でもありますので取得してきちんと管理したいとのことです。本人が管理するほかに父親も野菜畑として使う事を考えているとのことでした。問題なしと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-4上程)

事務局 (議案第3号-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員として意見を述べさせていただきます。

16番 譲受人はこの近辺で営農している果樹農家です。以前よりこの土地を管理しており、今回譲渡すということで話がまとまったとのことです。問題なしと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-5上程)

事務局 (議案第3号-5説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

4番 譲渡人は80歳と高齢です。自身での管理は難しいとのことで今回別な方に土地を譲る申請です。きちんと管理できる方に土地を渡すとのことで問題なしと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-6を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-6上程)

事務局 (議案第3号-6説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 現況は1つの田ですが親族間で名義が異なっていますのでそれをきちんと整理するための申請と聞いています。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-7を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-7上程)

事務局 (議案第3号-7説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6番 譲受人は久留米の認定農業者です。補助金の要件となっているために親から子へ贈与する申請です。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-8を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-8上程)

事務局 (議案第3号-8説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

7番 隣接する空き家と一括で農地を譲受けるということです。今後は畑として管理していくと聞いています。この譲受人の方の実家も近くですので忙しいときは両親にも手伝ってもらう予定と聞いています。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 次に議案第3号-9・10を議題とします。事務局より一括して説明をお願いします。

(議案第3号-9・10上程)

事務局 (議案第3号-9・10説明・朗読)

議長 この案件については新規就農ということでヒアリングを行なっていますのでまず分科会長の意見を求めます。

分科会長 12月6日に現地でヒアリングを行なっています。印象としましてはきちんと計画等もっており、ヒアリングの際にもしっかりと受け答えして自分の考えを述べておりました。農産物販売の会社を経営しているということで販路等も既にあるという話でした。

議長 次に担当委員の意見を求めます。

14番 本人が説明に来た折りに話を聞いております。分科会長の話にもありましたとおり今後の計画や方向はきちんと持っておるようですので大丈夫かと思えます。問題ないと思いますが皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

3番 営農計画書を見ますと、機械導入の予定があるようですがこういう新規の人でも補助事業とかの対象になるのでしょうか？

局長 事業の要件は様々ですが、米麦など普通作の方を対象とした分は2~3年待ちの状態です。正直申しまして現在の計画では事業対象とするには厳しいか

と思われませんが、やる気ある農業者の方を支援していくようにしていきたいと市としては考えております。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。まず議案第3号-9に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。次に議案第3号-10に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 次に議案第3号-11を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(議案第3号-11上程)

事務局 (議案第3号-11説明・朗読)

議長 この案件についても新規就農ということでヒアリングを行なっています。分科会長の意見を求めます。

分科会長 同じく12月6日に現地でヒアリングを行なっています。新たな方が農業に参入して荒廃地が少しでも減るようになるということで、よいことであると思います。今後の営農についてもきちんと計画を持っているようですしなにより若い方ですのでがんばってもらいたいと思いました。

議長 次に担当委員の意見を求めます。

4番 事務局ならびに分科会長の説明のとおりです。実はこの土地は今年8月に実施した利用状況調査の際に荒廃地Aとして計上していた農地でありました。それが数カ月前から管理されてきれいになり、今回の申請に至ったとこのことで安心しているところです。計画している作物、ニンニクですが勉強などきちんとされているみたいですので大丈夫かと考えています。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-11に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 次に議案第3号-12を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(議案第3号-12上程)

事務局 (議案第3号-12説明・朗読)

議長 この案件についても新規就農ということでヒアリングを行なっています。分科会長が担当委員でもありますのであわせて意見を求めます。

分科会長 同じく12月6日に現地でヒアリングを行なっています。申請地は小塩の前迫という集落の北に位置します。もともと譲渡人の父ががんばって管理していたそうです。譲渡人本人は田主丸を拠点に営農しておりますが労力不足で

うきはの農地までなかなか手が回らないとのことでした。現状は草刈りのみされておりませんが、もちろん放置すれば今よりひどく荒れてしまいます。現地でも話をしましたがやはり1番の問題はかん水や消毒用の水をどうするかという点にあると思います。いずれにしてもやると決めた以上はしっかりやっていただきたいと、若い方ですのでがんばってもらいたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 面積もたくさんありますが、小さな面積の土地が多いようですので一体の農地にした方がよいのではないかと思います。この方の本業は土木業なので大型の機械とかももってるはずですよ。

事務局 現時点で大きな面積の土地についてはある程度平坦になっていますので作業効率については確保はされていると思われます。ただ細かい土地を合筆までするのは抵当権や地役権の登記が入っている土地もあるため難しいと思われます

(質疑なし)

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-11に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長へ回答します。

議長 続きまして議案第5号 非農地判断(非農地証明願い)についてを議題とします。議案第5号-1・2一括して事務局説明をお願いします。

(議案第5号-1・2上程)

事務局 (議案第5号-1・2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局の説明のとおりです。非農地でやむなしというような状態でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 先程の説明の通りです。見てのとおりのおわずかな農地です。やむなしかと考

えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。まず議案第5号-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で議案第5号-1を非農地と判断します。次に議案第5号-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で議案第5号-2についても非農地と判断します。

議長 それでは報告に入ります。事務局説明をお願いします。

(報告第1号・2号・3号・4号説明)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印